

議案第73号

多可町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

多可町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

## 多可町印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町印鑑条例（平成17年多可町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用し、町長が指定する専用の証明書発行端末機又は多機能端末機（町の電子計算組織と通信回線で接続された町又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）を入力することにより、印鑑登録証明書の申請をし、交付を受けることができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 多可町印鑑条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録した電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、町長が指定する専用の証明書発行端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。）に、暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、町長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用し、町長が指定する専用の証明書発行端末機又は多機能端末機（町の電子計算組織と通信回線で接続された町又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）を入力することにより、印鑑登録証明書の申請をし、交付を受けることができる。</u></p>